

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「秘書係を」の下に、「企画室に内部組織として参事を」を加え、同条第一項の表を

改める。

第十二条農政企画課の項中第二号を削り、第七号を第八号とし、第三号

地方課	行政係・振興係・財政係・税務係・消防係	を
地方課	行政第一係・行政第二係・財政係・税務係・消防係	に
農政企画課	経理室・構造改善室・企画係・振興係	を
農政企画課	経理室・企画係・調整係・開発係	に
農業指導課	専門技術員室・農協指導係・金融係・経営係・普及研究係・生活改善係・農業共済係	を
農業指導課	専門技術員室・農協指導係・金融係・経営係・普及研究係・生活改善係・農業共済係	に
農業振興課	構造改善室・振興係・農地係・国有財産係・開拓係・移住係	を
農地開拓課	調整係・農地係・開拓係・経営指導係・移住係	に
耕地課	農地開発室・管理係・土地改良係・ほ場整備係・災害復旧係・調査係・中海干拓係	を
耕地課	農地開発室・管理係・指導係・調査係・土地改良係・ほ場整備係・災害復旧係	に

から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 一 農業開発調査に関すること。
- 二 農業地域整備計画に関すること。
- 三 第十二条農業指導課の項の次に農業振興課の項として次のように加える。
- 農業振興課
 - 一 農業構造改善に関すること。
 - 二 農地関係等の調整に関すること。
 - 三 既墾地の自作農創設維持に関すること。
 - 四 農地の交換分合（工事を伴う交換分合を除く。）に関すること。
 - 五 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に基づく地籍調査に関すること。
 - 六 国有農地の管理に関すること。
 - 七 開拓事業の総合企画に関すること。
 - 八 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関すること。
 - 九 増反者及び入植者に関すること。
 - 十 開拓資金に関すること。
 - 十一 移民に関すること。
 - 十二 開拓関係団体に関すること。
 - 十三 第十二条農地開拓課の項を削る。
- 第十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第二十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第三十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第四十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第五十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第六十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第七十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第八十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十一号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十二号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十三号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十四号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十五号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十六号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十七号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十八号を一号ずつ繰り上げる。
- 第九十九号を一号ずつ繰り上げる。
- 第一百号を一号ずつ繰り上げる。

第十三条河港課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 公有水面の埋立てに関すること。
- 第十五条第一項中「及び秘書課」を、「秘書課及び企画室」に改め、同条第二項中「部及び企画室に次長を、」を「部に次長を、企画室に次長及び副参事を、」に改め、「又は室長補佐」を削り、同条第三項中「次長」の下に「又は副参事」を加え、「若しくは室長補佐」を削り、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 部の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、部に参事を置くことができる。

第十八条の表中

鳥取県通学路及び踏切	通学路に係る交通安全施設等の
道交通安全対策協議会	よる通学路及び踏切道に係る交

整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年法律第七号）第
通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画についての審議及びその実

三十七条第一項の規定に
施の推進に関する事務

鳥取県通学路及び踏切	通学路に係る
道交通安全対策協議会	よる通学路及
鳥取県公害対策審議会	鳥取県公害対 関する事務

交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法（昭和四十二年
び踏切道に係る交通安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について
策審議会設置条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第四号）第一条の規定による公書

法律第七十号) 第三十条第二項の規定に
の審議及びその実施の推進に関する事務
対策に関する基本的事項の調査審議等に

鳥取県婦人更生資
金運営委員会

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)
付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止につい

第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸
て、知事の諮問に応じ意見を答申する事務

鳥取県婦人更生資
金運営委員会
鳥取県寡婦福祉資
金運営委員会

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)
付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止につい
鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第六号)
する重要事項の調査審議に関する事務

第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸
て、知事の諮問に応じ意見を答申する事務

鳥取県公衆浴
入浴料金審議

第一条の規定による寡婦福祉資金の運営に関

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例(昭和三十八年十月鳥取県条例第四十四
規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に

号) 第二条の
関する事務

鳥取県公衆浴場
入浴料金審議会
鳥取県歯科技工
士試験審議会
鳥取県公衆浴場入浴料金審議
規定による公衆浴場入浴料金
歯科技工法(昭和三十年法律
の実施に関する事務

会条例(昭和三十八年十月鳥取県条例第四十四号) 第二条の
の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務
第百六十八号) 第十二条第一項の規定による歯科技工士試験

に改める。

第二十五条第十号を削る。

第三十八条第一項の表の鳥取県西部福祉事務所の項中

福祉課 保

護第一係・保護第二係

福祉課 保護第一係・保護第二係・家庭児童

相談室

に改める。

第七十七条第一項の表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・県営事業係・調査係・中海干拓係

耕地課 管理

係・事業係・県営事業第一係・県営事業第二係・調査係・中海干拓係
に改める。

第百五十六条第一項の表の鳥取県米子土木出張所の項中

総務課

庶務係・管理係・建築係
を 総務課 庶務係・管理係
に、

工務第二課 河川係・港湾係

を

工務第二課	河川係・港湾係
建築課	建築係・営繕係

第百五十六条第一項の表の鳥取県根雨土木出張所の項中

工務課

改良係・補修係・河川係

を

工務第一課	改良係・補修係・河川係
工務第二課	設計係・建設係

に改める。

第百五十六条第二項総務課の項第一号中「境界査定」を「境界確定」に改め、同条同項総務課の項第二号中「郡家土木出張所」の下に「米子土木出張所」を加え、同条同項総務課の項第三号中「鳥取土木出張所」の下に「郡家土木出張所及び米子土木出張所」を加える。

第百五十六条第二項中工務第二課の項の次に建築課の項として次のように加える。

建築課

- 一 建築、住宅及び宅地行政に関すること。
- 二 県営住宅の管理事務に関すること。
- 三 営繕工事の調査設計及び施行に関すること。
- 四 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- 五 建築物の評価に関すること。

5 根雨土木出張所の工務第一課の分掌事務は、第二項の規定にかかわらず、同項ただし書の工務課の分掌事務から次項に規定する工務第二課の

分掌事務を除いたものとする。

6 根雨土木出張所の工務第二課の分掌事務は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般国道に係る工事の調査設計に関すること。
- 二 一般国道に係る工事の施工及び指導監督に関すること。
- 三 一般国道に係る土木技術に関すること。
- 四 有料道路に係る工事の施行に関すること。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の議会議務局の項の二等級の欄中「課 長」を「課長補佐」に改め、同表の知事の事務部局の本庁の項の二等級の欄中「検査専門員」

(人事委
承認した
限る。)を「所
長」に改め、同表の知事の事務部局の項中

繭 検 定 所	所	長	百分の十六
繭 検 定 所	所	長	百分の十六
蚕 業 指 導 所	所	長	百分の十六

改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の項中

高 等 学 校	校	長	百分の十二
高 等 学 校	校	長	百分の十二
高 等 学 校	校	長	百分の十

高 等 学 校	校	長	百分の十二
高 等 学 校	校	長	百分の十二
高 等 学 校	校	長	百分の十

を

に改め、同表の地

に を

方労働委員会事務局の項中「主 査」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

会 の 定 め る も の に 限 る 。	事務長(鳥取西、 倉吉東、倉吉農 業、米子東及び 境水産)	百分の十六
---	--	-------

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、行政職給料表の適用を受ける者を除く。

附 則

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。